

No.	種別	冊子掲載ページ	質問要旨	回答要旨
1	考査A	36	H30考査A、No.1の2の特建かどうかについての設問について、法第2条と別表のどちらを参照すべきなのでしょう。たとえば「工場は特殊建築物である」と設問があったときは、○となりますか。	法第2条第二号は特殊建築物、法別表第一は、耐火建築物等としなければならない特殊建築物であり、いずれかに該当すれば、特殊建築物となります。
2	考査A	38	H30考査A、No.3、選択肢4について、法文だと第10条は既存不適格の適用を受けないものに限ると読めるが、どう解釈すればよいのでしょうか。	法第3条第2項の規定により既存不適格建築物となっているために、法令等の適用を受けていないものとなります。
3	考査A	41	考査A No.7 選択肢4 令第114条第2項の自動スプリンクラー設備等設置部分とは、令第112項第2項に規定されており、床面積200㎡以下若しくは200㎡区画の部分に設置された場合となります。設問には、面積の条件が設定されておきませんが「適」なのでしょう。	「防火上主要な間仕切壁」が、令第112条第2項で定義されていますので、それを前提とした問題となっています。
4	考査B	117	考査B No.1 住宅側玄関の庇は、H5建告1437は適用できないのでしょうか。	解答例は、菓子屋店舗のポーチ屋根は柱があるので平成5年告示第1437号を適用し、住宅の玄関の庇は柱がないので平成5年告示第1437号第二号の要件に該当しないと考え令第2条の「ひさし」としました。なお、柱のないポーチの庇に平成5年告示第1437号を適用することの可否につきましては、採点基準が公表されていないためお答えすることができません。
5	考査B	119	H30考査B、計画1.4.(4)有効長さの計算式において、軸組長さは、どこの値から読み取るのでしょうか。	1階平面図から凡例に基づき算出しました。
6	考査B	137	考査B審査項目の地震力 Q_i と保有水平耐力計算時の地震力 Q_{ud} の違いは何か。	地震力 Q_i は、地震時に構造耐力上主要な部分に生ずる短期の応力度を計算する際の地震力として $C_o=0.2$ 以上、また、保有水平耐力計算時の地震力 Q_{ud} は、必要保有水平耐力を計算する際の地震力として $C_o=1.0$ 以上とすることが令第88条に規定されています。

*本講習会の内容に関するもの以外の質問及び採点基準に関する質問は、回答できないため割愛いたしました。